

「L-アスコルビン酸カルシウム」の添加物指定及び規格基準の設定に関する食品健康影響評価について

(10月3日付けで食品健康影響評価を依頼した事項)

1. 経緯

厚生労働省では、平成14年7月の薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会での了承事項に従い、①FAO / WHO合同食品添加物専門家会議(JECFA)で国際的に安全性評価が終了し、一定の範囲内で安全性が確認されており、かつ、②米国及びEU諸国等で使用が広く認められていて国際的に必要性が高いと考えられる食品添加物については、企業等からの要請を待つことなく、指定に向けた検討を開始する方針を示している。

この方針に従い、これまでにポリソルベート等29品目及び香料12品目につき、食品安全委員会に食品健康影響評価を依頼したところであるが、今般、L-アスコルビン酸カルシウムについて評価資料がまとまったことから、食品添加物指定等の検討を開始するに当たり、食品安全基本法に基づき、食品安全委員会に食品健康影響評価を依頼したものである。

2. L-アスコルビン酸カルシウムについて

L-アスコルビン酸カルシウムは、人の必須栄養素のひとつであるビタミンC（L-アスコルビン酸）のカルシウム塩であり、食品の酸化防止、ビタミンC及びカルシウムの栄養強化等の機能を有する。

米国では、「一般に安全と見なされる物質」（GRAS 物質）として適正使用規範（GMP）のもと、加工食品に使用が認められている。また、EUにおいても一般食品に必要量の¹の使用が認められているほか、dietary food supplement のビタミンC供給物質等として使用されている。

なお、我が国では、アスコルビン酸関係の食品添加物は、昭和31年にL-アスコルビン酸及びそのナトリウム塩が、昭和39年にL-アスコルビン酸ステアリン酸エステルが、平成3年にL-アスコルビン酸パルミチン酸エステルが、平成16年にL-アスコルビン酸2-グルコシドが指定され、食品の酸化防止剤や強化剤等として使用されている。

3. 今後の方向

食品安全委員会の食品健康影響評価結果を受けた後に、薬事・食品衛生審議会においてL-アスコルビン酸カルシウムの指定の可否及び規格基準の設定について検討する。

¹ 使用最高濃度は設定しない。ただし、適正製造規範に従い、使用目的を達成するのに必要な濃度以上に高くなく、また消費者を欺瞞するおそれがない量。